

**益田市高津川かわまちづくり
利活用・維持管理推進協議会設置要綱（改正）**

（名称）

第1条 この会は、益田市高津川かわまちづくり利活用・維持管理推進協議会（プロジェクト名：高津川かわまちづくりの会、以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 益田市高津川かわまちづくり計画（以下、「かわまちづくり」という）を推進し、そのために必要な事項を、行政、地域、NPO などかわまちづくりに関わる各分野の主体が協議・調整し、利活用・維持管理等を行うことを目的とする。

（協議調整事項）

第3条 協議会は目的を達成するため、次の事項を協議調整する。

- （1）かわまちづくりの推進に係る具体的な利活用・維持管理とその実現方策に関すること。
- （2）利活用・維持管理の実施状況の把握及び見直しに関すること。
- （3）その他、かわまちづくりの推進に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は別表に掲げる組織・団体をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また途中の退会又は新たな入会は協議会の会議に諮るものとする。

（会長等）

第5条 協議会には会長及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員の互選により選出し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長、副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 協議会の会議は委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が行う。
- 3 協議会に、オブザーバーを置くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

- 5 会議は、原則として公開するものとする。
- 6 会議の公開にあたっては、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。
- 7 会議資料及び議事録については事務局が案を作成して会長の承認を得た上で会議終了後、原則として公開するものとする。
- 8 上記5、6、7の規定にかかわらず、会議、会議資料又は議事録を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益、又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会議、会議資料又は議事録の全部又は一部を非公開にすることができる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 協議会には、必要に応じて、テーマ毎にその推進について協議調整等を行うワーキンググループ（以下「ワーキング」という）を設置するものとする。
- 2 ワーキングは委員及び委員の所属する機関・団体等から委員が推薦する者によって構成する。
 - 3 ワーキングには会長が指名するグループ長及び副グループ長を置く。グループ長が不在の場合は副グループ長が代行するものとする。
 - 4 ワーキングはグループ長が招集し、議長を行う。
 - 5 グループ長は、必要があると認めるときは、上記2以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
 - 6 ワーキング間の情報共有や相互調整を図るため、必要に応じて、会長の招集により関係ワーキングのグループ長会議を行うものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、益田市及び国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所河川管理課で行う。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、会長が会議に諮り定める。

附則

この要綱は令和6年1月25日から施行する。

令和6年9月24日一部改正

(別表)

益田市高津川かわまちづくり利活用・維持管理推進協議会名簿（改正）

●委員

団体名
吉田地区自治協議会
吉田地区連合自治会
川丁自治会
上市自治会
万葉の里 高津未来の会
西益田まちづくりの会
西益田地区連合自治会
西益田地区つろうて子育て協議会
益田商工会議所
公立学校法人島根県立大学
NPO 法人アンダンテ 2 1
益田サイクリングサークル
Pegasus クラブ
健康ますだ市 2 1 推進協議会
(一社) 豊かな暮らしラボトリー
(一社) 益田市観光協会
益田市カヌー協会
西益田小学校学校運営協議会